那須塩原市スポーツ協会加盟に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、那須塩原市スポーツ協会(以下「協会」という。)会則第6条3項の規定に基づき、加盟団体に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(加盟)

- 第2条 協会に新たに加盟しようとする団体は、次の要件を具備しなければならない。
 - (1) 市単位のアマチュア・スポーツ団体及びレクリェーション団体として、設立後1年以上の実績を持ち、組織・運営がなされており、かつ、市民のスポーツ・レクリェーション活動の普及事業及び研修事業を実施することができ、その活動の成果を期待できる団体であること。
 - (2) 宗教、政治及び営利を目的としない団体であること。
 - (3) 年間を通じて継続的、かつ、計画的な事業を実施していること。
 - (4) 次の実態を備えていること。
 - ア会則、規約等を有すること。
 - イ 意思決定、執行、代表する機関を有すること。
 - ウ 自ら経理、監督する等会計機関を有すること。
- 2 加盟申請書に必要な書類は次のとおりとする。
 - (1) 加盟申請書(様式1号)
 - (2) 会則、規約
 - (3) 役員及び会員名簿(様式2号、3号及び4号)
 - (4) 当該年度の事業計画書及び収支予算書(様式7号、8号)
 - (5) 前年度の事業報告書及び収支決算書(様式5号、6号)
 - (6) その他会長が必要と認めたもの
- 3 加盟団体は、市内1種目1団体とする。

(脱退及び除名)

- 第3条 加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届(様式9号)を会長に提出し、 理事会及び総会の議決を経て脱退することができる。
 - 2 会長は、加盟団体がこの規程に違反した場合、若しくは協会の不利益又は著しく不名誉な行為があったと認められたときは、理事会及び総会の議決を経てこれを除名することができる。

(協会理事及び委員の届出)

第4条 協会への加盟承認を受けた団体は、直ちに会則第8条に定める理事及び委員1名を選出し、届け出なければならない。

(変更事項の届出義務)

第5条 加盟団体は、届出た協会理事及び委員、団体規約、その他提出書類に変更があった場合は、直ちにその旨を届出なければならない。

(事業計画書等の届出)

- 第6条 加盟団体は、毎年5月末日までに次の各号に掲げる書類を協会に届出なければならない。
 - (1) 当該年度の事業計画書及び収支予算書(様式7号、8号)
 - (2) 前年度の事業報告書及び収支決算書(様式5号、6号)
 - (3) 加盟団体役員名簿(様式2号)
 - (4) 単位クラブ名簿(様式3号)
 - (5) 会員名簿(様式4号)
 - (6) 会則、規約
 - (7) 当該年度の総会資料
 - (8) その他協会が指定する書類
- 2 前項第1号から第6号の提出については、その内容が前項第7号中に明記されている場合に限り、前項第7号の届出をもって代えることができる。

(会費の納入)

第7条 加盟団体は、毎年5月末までに本協会会則第29条3項による会費を納入しなければならない。

(規程の遵守)

第8条 加盟団体は、この規程のほか協会が定める規則を遵守しなければならない。

2 加盟団体は、協会、市及び市教育委員会等が行うスポーツ振興のための行事に協力しなければならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、理事会の議決の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この規程は、令和2年5月30日に一部改正し、令和2年4月1日から適用する。